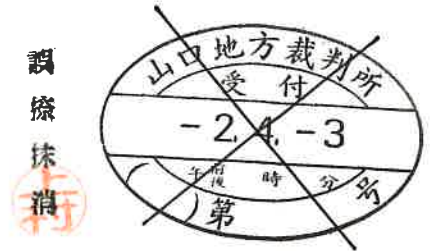


副
本

令和元年（行ウ）第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件

原告 井原勝介

被告 岩国市



準備書面

令和2年4月2日

山口地方裁判所第1部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 憲 治



第1 条例第7条に掲げる非開示情報の該当性について

- 1 別件訴訟において、裁判所から、被告が主張する条例第7条第6号柱書き及び同号イ並びに同条第7号の事由があることの具体的主張・立証として、被告が当事者の合意なくして開示した場合における当事者の意向を確認するよう求められたことに対し、被告は、本件文書の当事者である防衛省中国四国防衛局及び米海兵隊岩国航空基地に対し、意見照会を行った（乙第26号証、乙第27号証）。
- 2 防衛省中国四国防衛局からの「日米合同委員会の議事録は、日米合同委員会での協議に基づき、日米両政府の同意がない限り公表しないこととされており、岩国市が日米両政府の同意なく開示することは、日米両政府間の取決め又は国際慣行に反し、米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあります。」との回答（乙第28号証）、及び、米海兵隊岩国航空基地からの「1960年6月23日の日米合同委員会合意事項に従い、日本国政府及びアメリカ合衆国政府代表者それぞれの合意がない限り、同委員会で合意された事項は公表しないこととされています。合同委員会において現地実施協定書の無断開示は日米両政府間

の取り決めと国際慣行に反する行いと裁定されています。加えて、無断開示は日米政府間の信頼関係を損ねる原因ともなります。」との回答（乙第29号証の1、2）からも明らかであるように、契約書たる本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨を当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず公表すれば、契約事項の履行という面において、一方的に契約を破ることになり、これまで構築してきた米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることは言うまでもなく、条例第7条第7号に規定する非開示情報に該当する。

- 3 また、防衛省中国四国防衛局からの「現地実施協定書においては、岩国市が現地実施協定書の規定及び条件を履行していない場合、在日米軍司令部の権限で本件共同使用を終了することがある旨及び関係する当事者間の合意なしに現地実施協定書を公表してはならない旨を規定しています。したがって、仮に、岩国市が当事者間の合意なしに現地実施協定書を開示した場合、当該規定に従い、本件共同使用が終了することが考えられ、その場合、中国四国防衛局長は、本件共同使用に係る提供国有財産一時使用許可書第13条及び提供民公有財産一時使用許可書第13条の規定に基づき、岩国市長に対する使用財産の一時使用許可の取消しを行うこととなります。」との回答（乙第28号証）、及び、米海兵隊岩国航空基地からの「アメリカ合衆国は日本国政府が示した立ち位置に反対するものではなく、両政府の合意を得ず現地実施協定書がインカメラ審理の場、あるいは公の場で開示された場合、現地実施協定書の規定及び条約違反とみなされ、いずれかの政府により現地実施協定書の取り消しがされかねません。」との回答（乙第29号証の1、2）からも明らかであるように、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国管法第4条に基づく一時使用許可書第21条は、一時使用許可書に規定するもの（前各条に規定するもの）のほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨規定しており、その許可条件を遵守することを条件に一時使用許可を受けていることから、契約書たる

本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨を当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにもかかわらず公表すれば、使用を許された被告が一方的に許可条件を破ることになり、一時使用許可書第13条又は第14条に基づき、当該許可が取り消され、都市公園として市民が利用することができなくなるおそれがあることは言うまでもなく、地方自治法に定められた住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置管理という、被告の事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことは明確であり、条例第7条第6号柱書きに規定する非開示情報に該当する。

- 4 更に、防衛省中国四国防衛局からの「岩国市が日米両政府の同意なく開示することは、」「日米間の忌憚のない協議等が不可能となって、日米地位協定第2条4(a)の規定に基づく在日米軍施設・区域の共同使用等に係る諸課題への効果的な対応に支障を及ぼすおそれがあります。」との回答(乙第28号証)からも明らかであるように、契約書たる本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨を当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにもかかわらず公表すれば、契約事項の履行という面において、一方的に契約を破ることになり、現地実施協定の締結及び締結後の更新又は改定に当たって、これまでの信頼関係のもと、対等な立場で協議・交渉を行いながら、施設利用において米軍の優先枠がないことや、維持管理において両者が不平等とならないように、米軍と被告で費用負担の役割分担を定めているが、利用条件や管理運営等の具体的な取扱いに関する協議：交渉において、支障を及ぼすことは明確であり、被告にとって不利益になるおそれがあることは言うまでもなく、現地実施協定を締結したり、締結後に更新又は改定すること自体が出来なくなる可能性も高く、当事者としての地位を著しく損なうことは明確であり、また、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務においても支障を来すことは言うまでもなく、条例第7条第6

号イに規定する非開示情報に該当する。

第2 本件文書が日米合同委員会における議事録の一部をなす文書であることについて

1 原告は令和2年3月26日付け準備書面2頁、第3 7において、本件文書が日米合同委員会の議事録に該当しない旨主張する。

2 本件文書については、米海兵隊岩国航空基地からの公文書の開示に対する意見書（乙第7号証）において、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであるから開示してはならない。」との回答を受けている。

3 また、中国四国防衛局からの公文書の開示に対する意見書（乙第28号証）において、「平成29年10月20日に締結された『日本国米海兵隊岩国航空基地における在日米軍施設の岩国市による共同使用に関する現地実施協定書』（以下『現地実施協定書』という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下『日米地位協定』という。）第25条1の規定に基づき設置される合同委員会（以下『日米合同委員会』という。）における議事録の一部を構成する文書です。日米合同委員会の議事録は、日米合同委員会での協議に基づき、日米両政府の同意がない限り公表しないこととされており、岩国市が日米両政府の同意なく開示することは、日米両政府間の取決め又は国際慣行に反し、米国政府との信頼関係が損なわれるおそれ及び日米間の忌憚のない協議等が不可能となって、日米地位協定第2条4（a）の規定に基づく在日米軍施設・区域の共同使用等に係る諸課題への効果的な対応に支障を及ぼすおそれがあります。」との回答を受けている。

4 このことについては、公文書開示決定取消請求事件（平成27年（行ウ）3号。平成29年3月7日那覇地方裁判所判決）及び同控訴事件（平成29年（行

コ) 5号。平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決)においても、「本件各文書(現地実施協定等)は、いずれも日米合同委員会の議事録の一部を構成する文書であり、日米両政府間において、両政府の合意なくして公開されない旨の合意が形成されていることが認められる。」と認定しており、同事件については、最高裁判所への上告が平成31年1月6日付けで棄却され、平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決が確定判決となっている。

5 以上のことから、本件文書は、日米合同委員会の合意に直接関係し、また議事録の一部を構成する文書であると位置付けられるものであり、原告の主張には理由がない。

以 上